

亀山市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年2月12日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41237
- 3 路線名 木崎北線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町木崎字末藤 1550番11地 内	旧	12.37	最小	2.80
			最大	2.90
	新	12.37	最小	3.40
			最大	3.42

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 40109
- 3 路線名 宝林寺線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町木崎字末藤 1550番11地 内	旧	15.58	最小	3.50
			最大	3.50
	新	15.58	最小	3.75
			最大	3.75